

給与支払者のための

# 定額減税説明会のご案内

予約制！

令和6年所得税の定額減税については、「令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）」において内容が決定されたところです。

この説明会は令和6年度の税制改正のための税制改正法案が成立した場合の令和6年分所得税の定額減税の概要等をあらかじめ周知するために開催します。



開催日	時間	開催場所	定員
3月28日（木）	10:00～11:00	納税協会 会議室	20名
	14:00～15:00	納税協会 会議室	20名
4月17日（水）	10:00～11:00	左京税務署 大会議室	30名
	14:00～15:00	左京税務署 大会議室	30名
5月14日（火）	10:00～11:00	左京税務署 大会議室	30名
	14:00～15:00	左京税務署 大会議室	30名

①LINE アプリから国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加



←友達追加



3月1日から  
予約受付開始！

<会場地図>



主な最寄駅 京阪/神宮丸太町：歩15

※駐車場には限りがあります。  
公共交通機関でお越しください。

- ②「トーク」画面から「申告相談又は説明会出席の申込」を選択
- ③「定額減税の説明会に申し込む」を選択
- ④税務署や来場希望日時を選択
- ⑤内容を確認して「申込」をタップすれば完了♪♪

定額減税に関する情報については、  
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の  
「定額減税特設サイト」をご覧ください。



定額減税特設サイト

左京税務署  
法人1部門 源泉所得税担当  
TEL 075-761-5387（直通）



# ご存じですか？

「定額減税特設サイト」は、  
こちらからアクセス



## 令和6年分所得税

# 定額減税

「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立・施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

定額減税の制度に関する情報については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

### 制度の概要

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象（注：合計所得金額が1,805万円以下の方のみ）として、次の①及び②の金額の合計額を、令和6年分所得税額から控除

- ① 所得者本人…3万円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（※）…1人につき3万円

※ 所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者

### 定額減税の実施方法

#### 給与所得者に対する実施

- 令和6年6月以後最初に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から減税
- 年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算

#### 公的年金受給者に対する実施

- 令和6年6月以後最初に支払う公的年金（老齢年金）に係る源泉徴収税額から減税
- 必要に応じて、確定申告で6月以降の減税額を踏まえた精算

#### 不動産所得・事業所得者等に対する実施

- 原則として、確定申告で減税
- 予定納税対象者については、予定納税の通知の機会に減税

このリーフレットは、令和6年1月31日現在の情報に基づき、大阪国税局が作成しました。